

認定通関業者制度の認定取得のお知らせ

当社は平成22年4月13日付で、東京税関長より認定通関業者制度における「認定通関業者」としての認定を受けました。

これにより、当社が通関業許可を受けている東京本社（東京税関）、横浜支店（横浜税関）、大阪支店（大阪税関）及び福岡営業所（門司税関）の各通関営業所において、同制度の認定となりました。

同制度は貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された通関業者を認定する制度であります。

認定取得により、貨物の引取り後の納税申告（特例委託輸入申告制度）、保税地域外にある貨物の輸出申告（特定委託輸出申告制度）といった通関手続きの特例措置を受けることが可能となり、輸出入貨物のリードタイム短縮等が期待されることとなります。

当社は今後も通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務におけるコンプライアンス体制を一段と強化し、お客様のニーズを追求して質の高いサービスを提供し、お客様の満足度を最大限にまで高めることに努めて参ります。

Futaba Corporation

認定番号 10B00005
Authorization No. 10B00005



東関第 292 号

認定通関業者認定通知書
Notice of Authorization as an Authorized Customs Broker

平成 22 年 4 月 13 日
Date April 13, 2010

株式会社二葉

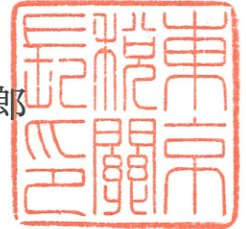
代表取締役社長 鈴木 宏 殿

To FUTABA CORPORATION

President and chief executive officer Hiroshi Suzuki

東京税関長
Director General of Tokyo Customs

樋口 俊一 郎
Shunichiro Higuchi



平成 22 年 3 月 30 日 付認定申請については、認定したので通知します。
You are hereby notified that your application for authorization dated March 30, 2010 has been approved.

(注) 承認者の住所、氏名又は名称、役員(代表者を含む。)及び使用人その他の従業者、法令遵守規則について変更があった場合は、特例輸入者等承認・認定内容変更届にて遅滞なく届け出てください。

Note: Any changes of your address, name or trade name, officers (including your representative), employees and other workers and compliance programs shall be notified, without delay, by submitting written notice of changes concerning AEO authorization.